

丸ごと安心パック for ZEUS WiFi 利用規約

第1条 (規約の適用)

株式会社 Human Investment (以下、「当社」といいます) は、当社が定めたこの丸ごと安心パック for ZEUS WiFi (以下、「本サービス」といいます) に関する利用規約 (以下、「本規約」といいます) に基づいてサービスを提供します。

第2条 (用語の定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味として使用するものとします。

- (1) 「本契約」とは、本規約に基づいて当社と契約者との間で締結する本サービスの利用に関する契約をいいます。
- (2) 「契約者」とは、本規約を承諾したうえで当社所定の手続きにより本サービスの利用を申込み、当社が当該申込みを承諾することによって本契約を締結した者をいいます。
- (3) 「ZEUS WiFi サービス」とは、ZEUS WiFi 利用規約に基づいて提供される当社のサービスの総称をいいます。
- (4) 「ZEUS WiFi サービス契約」とは、ZEUS WiFi サービスの利用に関する契約をいいます。

第3条 (申込みの条件)

本サービスは、契約者が当社の提供する ZEUS WiFi サービス契約と同時に申込みの場合に限り、申込みが可能なサービスとなります。

第4条 (本サービス)

1. 当社が、本規約に基づいて本契約期間中に提供するサービスは次のとおりとします。

(1) 無料出張サービス

パソコンの初期設定及びテレビとインターネットの接続設定サービスを、契約者のご自宅を訪問して提供します。当該サービスの無料提供は、毎月1日を起算日とする1カ月の間に2回を限度とし、2回を超える場合は当社規定による料金をいただきます。無料出張サービスの対象となるのは ZEUS WiFi サービスに接続されるパソコン、テレビ及びそれらとネットワークで接続された周辺機器に限るものとし、それ以外のものは対象外となります。

(2) 無料電話サポート

パソコン及びパソコン関連ソフトウェアに関し、専用受付電話番号への電話を通じたサポートを無料で行うサービスのことをいいます。無料電話サポートの対象となるのは ZEUS WiFi サービスに接続されるパソコン、テレビ及びそれらとネットワークで接続された周辺機器に限るものとし、それ以外のものは対象外となります。

(3) パソコン等特価提供サービス

パソコン、パソコン関連ソフトウェア及びパソコン周辺機器を、特別価格で提供するサービスのことをいいます。原則として、提供後の返金及び返品には応じることができません。

(4) パソコン等下取りサービス

契約者において不要になったパソコン、パソコン周辺機器及び携帯電話を当社が買い取るサービスのことをいいます。ただし、契約者が買い取りを希望する物品が破損又は故障している場合は買い取りをお断りします。破損又は故障していないものであっても、その状態若しくは、種類によって買い取りをお断りすることがあります。

2. 前項第1号の無料出張サービスは、日本国内においてのみ提供することとします。
3. ドライバ、マニュアル又はセットアップ画面が日本語以外の言語で構成されている場合、原則として第1項第1号の無料出張サービス及び同項第2号の無料電話サポートの各サービスの提供の対象外とさせていただきます。
4. やむを得ない事由により、当社が第1項各号に記載する本サービスを提供できないことがあります。

第5条 （本サービスの利用対象者）

1. 本サービスは、契約者及び契約者と一親等以内の親族（配偶者、父母、配偶者の父母、子）に限り利用できるものとします。
2. 当社は、本サービス利用者の本人確認をすることがあります。

第6条 （本サービス提供日時）

第4条の本サービスを提供する日時は、次のとおりとします。ただし、当社が別途指定する日時を除きます。

- (1) 年末年始（当社カレンダーによる）を除く日。
- (2) 午前10時から午後8時。

第7条 （料金の支払い）

1. 当社は、本契約に基づく本サービスの料金を、ZEUS WiFi サービス契約に係る料金と合算して請求し、契約者はその合算額を支払うこととします。
2. 契約開始月の本サービスの料金は、ZEUS WiFi サービス契約に係る料金の課金開始日以降の当月暦日による日割計算とします。日割計算に小数点以下の端数が発生した場合、それを切り捨てるものとします。

第8条 （遅延損害金）

本契約に基づく支払を怠った場合、契約者は、未払金額に対し、所定の支払期日の翌日から支払日まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払います。

第9条 （第三者への委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部又は一部を第三者に委託することができます。

第10条 （本規約の承諾）

契約者が本サービスの提供を求める場合、次の各号に定める事項を承諾しているものとみなします。

- (1) 本サービスを提供するために必要な情報を当社に提供すること。

- (2) 契約者以外の第三者の利益のために本サービスを利用しないこと。
- (3) 本サービス提供にあたる担当者を契約者が個別に指定できないこと。
- (4) 必要な範囲を超えて問い合わせを行う等、当社の業務遂行を妨げるような行為をしないこと。

第11条 (本サービス提供の一時停止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときには、本サービスの提供を一時的に停止することがあります。

- (1) 契約者に対する ZEUS WiFi サービスの提供が停止されているとき。
- (2) 本サービスの提供に必要な設備機器等に関する保守点検又は工事が行われるとき。
- (3) 当社の電気通信設備等にやむを得ない障害が生じたとき。
- (4) その他やむを得ない事由により本サービスを提供できないとき。

第12条 (契約解除)

1. 契約者において ZEUS WiFi サービス契約が解約又は解除となったときは、当社又は契約者から契約解除の申出がなくとも、当該解約又は解除の日をもって本契約も自動的に解除されることとします。
2. 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当社は直ちに本契約を解除することがあります。
 - (1) 契約者が本契約に基づく当社への利用料金を支払期日までに支払わない場合。
 - (2) 第 10 条 (本規約の承諾) 又は第 16 条 (禁止事項) の各号のいずれかに違反する行為があり、それが悪質であると当社が判断した場合。
 - (3) 契約者が当社に何らかの損害を与えた場合。
 - (4) その他前各号に準ずる事由があったと当社が認めたとき。

第13条 (本規約の変更及び廃止)

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく本規約の内容及び本サービスの内容を変更することがあります。なお、本規約を変更した場合には、当社ホームページ (<https://zeus-wifi.jp/>) に掲載するものとします。
2. 当社は、やむを得ない事由が生じたときには本サービスの全部又は一部を廃止することができることとします。

第14条 (権利義務の譲渡の禁止)

契約者は、本契約における権利及び義務を当社の承諾なく第三者に譲渡することができないものとします。

第15条 (契約者からの解約)

契約者が本契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。なお、契約者より本契約の解約手続きがない場合は、本契約を自動的に更新するものとします。

- (1) 契約者は、本契約を解約しようとするときは、別紙記載の当社所定の方法により、その旨を当社に申請するものとします。
- (2) 前号に定める解約手続きに基づく本契約の終了時点は、解約手続きが完了した時点とします。当月末付けの解約手続きは毎月 25 日をもって締め切るものとします。

第16条 （禁止事項）

契約者には、次に各号に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 本サービスを第三者（契約者の一親等以内の親族を除く）に利用させないこと。
- (2) 第三者になりすまして本サービスを利用しないこと。
- (3) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
- (4) 本サービスの提供及びその他の当社の事業運営に支障を生じるおそれのある行為をしないこと。
- (5) 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為及び当社に不当な損害を生じる行為をしないこと。
- (6) その他前号に準ずる行為をしないこと。

第17条 （反社会的勢力排除に関する表明保証）

1. 契約者は、本契約締結時及び締結後において、自らが暴力団又は暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けてないことを表明し、保証するものとします。
2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社は何ら催告することなく本サービス契約を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力に属していること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
 - (3) 反社会的勢力を利用していること。
 - (4) 反社会勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (6) 自ら又は第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたこと。
 - (7) 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第18条 （個人情報の取扱い）

契約者等の個人情報は、当社の個人情報保護方針（<https://zeus-wifi.jp/privacy>）に基づき、取扱うものとします。

第19条 （権利の帰属）

本契約及び本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、当社に属するものとします。

第20条 （保証及び損害賠償）

1. 当社は、本サービスが契約者の特定の利用目的を満たすものであること及び契約者が本サービスを利用した結果については、いかなる保証も行わないこととします。
2. 当社は、本サービスの提供期間中において、当社の責に帰すべき事由により契約者に直接生じた損害について、契約者が本契約に基づき当社に支払った直近3カ月の月額利用料金の合計額を限度として、その損害を賠償します。ただし、下記のいずれかに該当する事由によって生じた損害については、当社はその予見可能性の有無に関わらず一切の責任を負わないこととします。
 - (1) 契約者が自己の義務を怠ったために生じた損害。
 - (2) 契約者の所有又は使用するパソコン、ハードウェア、ソフトウェア及びその他のシステムに起因して生じた損害。
 - (3) 契約者において正常な操作及び通信ができない状態で生じた損害。
 - (4) 第三者による不正アクセス又はコンピュータウイルスに起因して生じた損害。
 - (5) 当社の責に帰さない事由によって生じた契約者の所有又は使用するデータ消滅による損害及びそれに付随する損害。
 - (6) 天災事変その他不可抗力により生じた損害。
 - (7) その他前各号に準ずる事由により生じた損害。

第21条 (パソコン等特価提供サービスにおける免責事項)

1. 第4条第1項第3号のパソコン等特価提供サービス（以下、「パソコン等特価提供サービス」といいます）における最安値保証は、契約者又は契約者に準ずる者からの申込みを当社が受けたとき以後、当社は提供した物品における最安値で提供する旨の責任を免れることとします。
2. 当社は、パソコン等特価提供サービスによって契約者に提供したパソコン及びソフトウェア等の物品に故障又は初期不良の事由が生じた場合において、何らの責を負わないこととします。

第22条 (協議)

当社と契約者との間で本契約に記載のない事項又は本契約の内容等に疑義が生じた場合、契約者が別途契約する ZEUS WiFi サービス契約の契約書の各条項に準じた解決を図り、なお解決に至らない場合は、民法をはじめとする諸法令を踏まえ、双方誠意をもって協議のうえこれを解決することとします。

第23条 (合意管轄裁判所)

本契約に関する紛争が生じたときは、当社の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第24条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従い解釈されるものとします。

附則

2022年5月12日制定

2022年12月26日改定

別紙 本サービスの詳細

■本サービスの利用料金

月額 金 909 円 (999 円税込) / 1 契約あたり

※契約初月は日割り計算を行い、請求します。

■利用料金の支払

本サービスの月額利用料金の支払は、ZEUS WiFi サービス契約の利用料金と合算で請求されるものとし、支払方法は ZEUS WiFi サービス契約に準じるものとします。

■本サービスの提供条件

本サービスは ZEUS WiFi サービス契約中に限り、契約が可能となります。契約者において ZEUS WiFi サービスの契約が終了した場合は、当社又は契約者から本サービス解約の申出がなくとも、ZEUS WiFi サービス契約終了日をもって本契約も自動的に解約されることとします。

■本サービスの利用方法

本サービスの利用方法は以下の通りとなります。

- (1)本サービスの利用の連絡は、下記窓口へ契約者本人から電話にてご連絡ください。
- (2)当社は、契約者からのご連絡を受けた際に、契約者の本サービスの加入状況を確認します。そのため、本サービスの申込書・請求書等、契約者にて確認可能な本サービスに関連する書面を用意してください。また、個人情報保護法に基づき本人確認をお願いする場合があります。

「丸ごと安心パック for ZEUS WiFi」のお問い合わせ先

株式会社 Human Investment

丸ごと安心パック for ZEUS WiFi 受付窓口：0120-429-017

受付時間：10:00～20:00／年末年始、メンテナンス日は除く

■解約手続き

マイページ (<https://zeus-wifi.jp/mypage>) より必要事項を入力の上手続きを行うものとします。なお、第15条（契約者からの解約）の通り、当月末付けの解約手続きは毎月25日をもって締め切るものとし、26日以降の解約手続きは翌月末解約になります。